

仙台市教育委員会 御中  
(教育局学校教育部教育相談課扱い)

仙台市個人情報保護審議会  
会長 中林 暁生

仙台市個人情報保護条例第41条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和2年7月15日付けR2教学相第310号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第44号

- (1) 「平成〇年〇月〇日夕刻，1学年〇組担任B教諭と1学年生徒指導担当（社会科担当）E教諭の2名の教諭が，家庭訪問を行い，いじめ被害生徒〇〇〇〇から『ズボン下ろし事件に係る』聴き取り調査を行ったことは周知の事実である。その際，担任B教諭が，いじめ被害生徒〇〇から聴き取った記録メモには『加害主犯学級委員生徒と同学級6名生徒の名前』や『他のクラス3名生徒』等と記載があり，いじめは，集団暴行傷害事件及び集団わいせつ行為事件であったことは容易に読み取れることである。そして，これらの態様については，本件いじめに係るほんの一部分に過ぎないが，家庭訪問時に『学校と家庭において』互いに認識を共有していることである。これらを記録した指導記録及び調査記録等々」及び「教諭，学校及び市教委が作成した記録文書又はそれらの保有する関係文書記録（担任B教諭が家庭訪問時に作成した『聴き取り調査記録・メモ』も含む）」に係る個人情報一部開示決定に対する審査請求
- (2) 「加害主犯学級委員生徒以外の，いじめ加害に加わったり，傍観したりしていた生徒『同学級6名の生徒』や『他のクラス3名生徒』（計9名）に対する聴き取り調査記録及び指導記録等」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求
- (3) 「平成〇年〇月〇日の朝，当方父親は職員玄関にて『学校生活アンケート〇月（いじめアンケート）』を学校職員に手渡した。その際，『校長先生に直接渡してください』とお願いした。いじめアンケートには，『ズボンをさげられた様子をクラスのみんなにモノまねされた。そしてキモイと言われた』『クラスの中で大きな声で言われた』等々の記載があり，明らかに学級（教室）内での吹聴いじめが確認できる。また，クラス中に大きな声で『お前じゃまだ』『なんでここにいるの』『キレさせられる→こいつ変な奴』『こいつしゃべらないよ』『何でしゃべんねえのやと言われた』等々の記載もあり，学級（教室）内での悪質な吹聴いじめが確認できる。このことは明らかに学級集団（複数生徒ら）で行われたことが容易に読み取れることである。上記に記載のある，加害主犯学級委員生徒と，いじめの加害に加わったり傍観したりしていた同学級生徒に対する聴き取り調査記録や学級指導及び個別指導記録等（主犯学級委員生徒が同学級（教室）内で行った，いじめに関することも含

む)」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求

- (4) 「いじめアンケートには、『〇〇〇〇に足の指をボキッとやられた』『アスリートの足を壊してやる!』(と言われながら足の指をボキッと破壊された)旨記載がある。また、『加害〇〇〇〇は〇〇と仲が良く』旨記載があり、学級(教室)内での悪質ないじめは複数生徒によるものであり、傷害暴行事案の様子が確認できるものである。そして、暴行を受けた被害生徒〇〇〇〇は、医者(整形外科)に2回通院した。その際、『打撲』と診断を受けた。これらのことは、明らかに学級集団(複数生徒ら)による傷害暴行事案であることは間違いないことである。上記に記載がある、加害生徒〇〇〇〇や、いじめ(暴行)の加害に加わったり、傍観したりしていた同学級生徒に対する聴き取り調査記録や個別指導及び学級指導記録等」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求
- (5) 「加害に加わったり、傍観したりしていた同学年生徒等の名前が書かれた『〇〇〇〇・手書きの聴き取りメモ』と『〇〇〇〇が書いた反省作文』」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求
- (6) 実施機関が「これまでの関係教職員からの聴き取りや、H〇. 〇月以降の経過を踏まえると、適切に対応したと考えている。」としていることにつき、「これまでの関係教職員からの聴き取り調査記録」及び「H〇. 〇月以降の経過記録」、並びに「『学校が適切に対応し』と判断する根拠、つまり、『学校生活アンケート(〇月)に記載がある複数生徒によるいじめに係る聴き取り調査記録及び指導記録』や『担任B教諭作成メモに記載がある複数生徒によるいじめに係る聴き取り調査記録及び指導記録』及び『4通のいじめ報告書(念書)に係る聴き取り調査記録及び指導記録』及び『これまでの関係教職員からの聴き取りや、H〇. 〇月以降の経過を踏まえると、適切に対応したと考えている。』旨と回答していること<調停前(調停準備)の開示資料(11/11 ページ)>以外の、『複数生徒によるいじめに関する基礎資料』や『これまでの関係教職員からの聴き取り時に参考とした文書(複数生徒によるいじめに係る記録)』等」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求
- (7) 実施機関は「H〇. 〇月以降、新たないじめ事案については認知していないことが、解決済みと考える根拠である。」としているが、「当方では『解決済みではない』と考える根拠として、①『学校生活アンケート(〇月)に記載がある複数生徒によるいじめに関することが、いまだに解決に至っていないこと』、②『担任B教諭作成メモに記載がある複数生徒によるいじめに関することが、未だに解決に至っていないこと』、③『いじめ報告書(念書)等4通の文書は、いじめが解決していないために学校側のすすめがあり、作成された文書であること』、④そもそも『いじめ報告書(念書)等4通の文書は、いじめが解決していないために学校側のすすめで作成されたものであり、被害生徒〇〇が心を痛め不登校となっていること等々が記載されていること』、⑤『いじめ報告書(念書)等4通の文書は、学校側(教員)がパソコンで作成の上で、清書しており、学校側は既に認知していることがわかっているが、『市教委だけは、認知していない』旨等と主張を繰り返すので、未だに解決に至っていないこと』と捉えている。上記①~⑤に係る、『これまでの関係教職員からの聴き取り調査記録』及び『H〇. 〇. 〇以降の事情聴取記録や経過記録及び認知確認記録』等々」及び「調停前(調停準備)の開示資料(11/11 ページ)以外の、調停(中)後、最終的に『解決済みと考えた』根拠」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求

答申第 36 号  
(諮問第 44 号)

## 1 審議会の結論

仙台市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った個人情報一部開示決定及び個人情報非開示決定は妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求は、当時未成年者であった審査請求人（以下「請求人」という。）の法定代理人である請求人の父が仙台市個人情報保護条例（平成 16 年仙台市条例第 49 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定に基づき、請求人を代理して、請求人を本人とする次の個人情報（以下「対象個人情報」という。）の開示を請求したのに対し、実施機関が行った平成 30 年 12 月 28 日付け個人情報一部開示決定、平成 31 年 2 月 12 日付け個人情報非開示決定、平成 31 年 3 月 5 日付け個人情報非開示決定及び令和元年 5 月 10 日付け個人情報非開示決定（以下これらを「原処分」という。）について、それらの処分の取消しを求めたものである。

- (1) 「平成〇年〇月〇日夕刻、1 学年〇組担任 B 教諭と 1 学年生徒指導担当（社会科担当）E 教諭の 2 名の教諭が、家庭訪問を行い、いじめ被害生徒〇〇〇〇から『ズボン下ろし事件に係る』聴き取り調査を行ったことは周知の事実である。その際、担任 B 教諭が、いじめ被害生徒〇〇から聴き取った記録メモには『加害主犯学級委員生徒と同学級 6 名生徒の名前』や『他のクラス 3 名生徒』等と記載があり、いじめは、集団暴行傷害事件及び集団わいせつ行為事件であったことは容易に読み取れることである。そして、これらの態様については、本件いじめに係るほんの一部分に過ぎないが、家庭訪問時に『学校と家庭において』互いに認識を共有していることである。これらを記録した指導記録及び調査記録等々』及び「教諭、学校及び市教委が作成した記録文書又はそれらの保有する関係文書記録（担任 B 教諭が家庭訪問時に作成した『聴き取り調査記録・メモ』も含む）」
- (2) 「加害主犯学級委員生徒以外の、いじめ加害に加わったり、傍観したりしていた生徒『同学級 6 名の生徒』や『他のクラス 3 名生徒』（計 9 名）に対する聴き取り調査記録及び指導記録等」
- (3) 「平成〇年〇月〇日の朝、当方父親は職員玄関にて『学校生活アンケート〇月（いじめアンケート）』を学校職員に手渡した。その際、『校長先生に直接渡してください』とお願いした。いじめアンケートには、『ズボンをさげられた様子をクラスみんなにモノまねされた。そしてキモイと言われた』『クラスの中で大きな声で言われた』等々の記載があり、明らかに学級（教室）内での吹聴いじめが確認できる。また、クラス中に大きな声で『お前じゃまだ』『なんでここにいるの』『キレさせられる→こいつ変な奴』『こいつしゃべらないよ』『何でしゃべんねえのやと言われた』等々の記載もあり、学級（教室）内での悪質な吹聴いじめが確認できる。このことは明らかに学級集団（複数生徒ら）で行われたことが容易に読み取れることである。上記に記載のある、加害主犯学級委員生徒と、いじめの加害に加わったり傍観したりしていた同学級生徒に対する聴き取り調査記録や学級指導

及び個別指導記録等（主犯学級委員生徒が同学級（教室）内で行った、いじめに関することも含む）」

- (4) 「いじめアンケートには、『○○○○に足の指をボキッとやられた』『アスリートの足を壊してやる！』（と言われながら足の指をボキッと破壊された）旨記載がある。また、『加害○○○○は○○と仲が良く』旨記載があり、学級（教室）内での悪質ないじめは複数生徒によるものであり、傷害暴行事案の様子が確認できるものである。そして、暴行を受けた被害生徒○○○○は、医者（整形外科）に2回通院した。その際、『打撲』と診断を受けた。これらのことは、明らかに学級集団（複数生徒ら）による傷害暴行事案であることは間違いないことである。上記に記載がある、加害生徒○○○○や、いじめ（暴行）の加害に加わったり、傍観したりしていた同学級生徒に対する聴き取り調査記録や個別指導及び学級指導記録等」
- (5) 「加害に加わったり、傍観したりしていた同学年生徒等の名前が書かれた『○○○○・手書きの聴き取りメモ』と『○○○○が書いた反省作文』」
- (6) 実施機関が「これまでの関係教職員からの聴き取りや、H〇.〇月以降の経過を踏まえると、適切に対応したと考えている。」としていることにつき、「これまでの関係教職員からの聴き取り調査記録」及び「H〇.〇月以降の経過記録」、並びに『「学校が適切に対応し』と判断する根拠、つまり、『学校生活アンケート（〇月）に記載がある複数生徒によるいじめに係る聴き取り調査記録及び指導記録』や『担任B教諭作成メモに記載がある複数生徒によるいじめに係る聴き取り調査記録及び指導記録』及び『4通のいじめ報告書（念書）に係る聴き取り調査記録及び指導記録』及び『「これまでの関係教職員からの聴き取りや、H〇.〇月以降の経過を踏まえると、適切に対応したと考えている。』旨と回答していること<調停前（調停準備）の開示資料（11/11 ページ）>以外の、『複数生徒によるいじめに関する基礎資料』や『これまでの関係教職員からの聴き取り時に参考とした文書（複数生徒によるいじめに係る記録）』等」
- (7) 実施機関は「H〇.〇月以降、新たないじめ事案については認知していないことが、解決済みと考える根拠である。」としているが、「当方では『解決済みではない』と考える根拠として、①『学校生活アンケート（〇月）に記載がある複数生徒によるいじめに関することが、いまだに解決に至っていないこと』、②『担任B教諭作成メモに記載がある複数生徒によるいじめに関することが、未だに解決に至っていないこと』、③『いじめ報告書（念書）等4通の文書は、いじめが解決していないために学校側のすすめがあり、作成された文書であること』、④そもそも『いじめ報告書（念書）等4通の文書は、いじめが解決していないために学校側のすすめで作成されたものであり、被害生徒〇〇が心を痛め不登校となっていること等々が記載されていること』、⑤『いじめ報告書（念書）等4通の文書は、学校側（教員）がパソコンで作成の上で、清書しており、学校側は既に認知していることがわかっているが、『市教委だけは、認知していない』旨等と主張を繰り返すので、未だに解決に至っていないこと』と捉えている。上記①～⑤に係る、『これまでの関係教職員からの聴き取り調査記録』及び『H〇.〇.〇以降の事情聴取記録や経過記録及び認知確認記録』等々」及び「調停前（調停準備）の開示資料（11/11 ページ）以外の、調停（中）

後、最終的に『解決済みと考えた』根拠」

### 3 請求人の主張要旨

請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の理由は、概ね次のように要約できる。

実施機関は、対象個人情報について記載した公文書は、本件処分において請求人に対し開示した「〇月〇日（〇）事故報告 第一報」（開示資料番号 91）並びに本件処分とは別に開示した「〇〇〇〇、〇〇〇〇聴き取り」（開示資料番号 89）及び請求人からの「手書きの聴き取りメモ」（開示資料番号 90）以外には作成又は保管しておらず、不存在であると主張しているが、そのような主張は次の理由により失当であって、社会通念に照らして考えても何らかの文書が残っていることと解釈されるのは当然である。

- (1) 担任のB教諭が請求人からの聴き取り調査の上で作成した「手書きの聴き取りメモ」（開示資料番号 90）には、いじめ行為が発生した現場には、加害側の主犯生徒を含め同級生6名や他のクラスの生徒が3名いたことが記載されている。したがって、当該いじめ事案は集団暴行事件及び集団わいせつ行為事件であることは明らかであるが、このことは本件処分において開示された「〇月〇日（〇）事故報告 第一報」（開示資料番号 91）には全く反映されていない。社会通念に照らして考えれば「加害主犯学級委員生徒」や「他のクラス3名生徒」に対する聴き取り調査記録等の何らかの文書が残されているはずであり、また学年会議や生徒指導会議、職員会等においても「加害主犯学級委員生徒」や「他のクラス3名生徒」について何らかの報告があったはずである。
- (2) 請求人の父からの問い合わせに対して、担任のB教諭は「現在調査中」である旨を繰り返して回答しているため、その調査結果についての記録が存在するはずである。
- (3) 請求人の父は当該いじめ事案の調査について文書や電話及び口頭における問い合わせを再三行っており、実施機関はそれを受けて打合せ、話し合い、会議、確認、事情聴取等の何らかの対応を行い、その記録を作成したはずである。
- (4) 請求人の父を通じて〇〇中学校に提出した「学校生活アンケート〇月（いじめアンケート）」の記載からは、学級（教室）内での悪質ないじめの様子が確認でき、当該事案は明らかに学級集団（複数生徒ら）による傷害暴行事案であり、また学級（教室）内での吹聴いじめがあったことも確認できる。当該アンケートの提出を受けて、関係生徒に対する聴き取り調査等の事実確認を行い、その記録を作成することは、教員の一般的な業務であるはずである。
- (5) 請求人への聴き取り調査の結果を担任の教諭が記録した「手書きの聴き取りメモ」（開示資料番号 90）が作成されている以上、加害主犯生徒や周囲にいた同級生6名、他のクラスの生徒3名に対しても同様に聴き取り調査が行われたはずであり、それらの記録や加害主犯生徒が書いた反省作文等が残されているはずである。また、当該聴き取りメモは仙台市との民事調停の際には提示されなかったが、請求人側が行った別件の開示請求を契機とした再調査の結果、請求人に対し開示されることとなった。このことから、加害主犯生徒からの聴き取りメモや加害主犯生徒が書いた反省作文についても同様に公文書として作成・

保存されているはずであり、実施機関は再調査の上で請求人に対し開示すべきである。

- (6) 本件処分とは別に開示された「〇〇中事案に係る調停 認否案（第1準備書面）」（開示資料番号 88）11 頁において、実施機関は請求人へのいじめについて「これまでの関係教職員からの聴き取りや、HO.〇月以降の経過を踏まえると、適切に対応したと考えている。」としているが、これは「関係教職員がいじめに関与した複数生徒に対する聴き取り調査記録や指導記録等々がある」ことを前提とした上でそのように判断したものと解釈できるため、その判断の根拠となったいじめに関与した複数生徒に対する聴き取り調査記録や指導記録等々が残っていなければおかしい。仮に、学校側が複数生徒に対する指導や聴き取りを行っていないければ、「学校が適切に対応していない」ことになるはずである。

#### 4 実施機関の説明

実施機関が弁明書及び口頭による説明において主張している主な内容は、次のとおりである。

- (1) 対象個人情報のうち2 (1)に対応する内容について

実施機関において確認を行ったところ、対象個人情報のうち2 (1)に対応する内容（平成〇年〇月の請求人に対するいじめ事案に係る指導及び調査等の記録）が記録された公文書としては次の①、②及び③が存在したことから、②については開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することができる情報を除いた一部を開示決定し、①及び③については非開示情報が含まれていなかったため、全部を開示決定した。

- ①「〇〇〇〇、〇〇〇〇聴き取り」（開示資料番号 89）及び「手書きの聴き取りメモ」（開示資料番号 90）

平成〇年〇月〇日に来校した請求人の父から、請求人へのいじめの訴えがあったことから、即日事実確認を行った際に作成した調査記録及びメモ。

- ②「〇月〇日（〇）事故報告 第一報」（開示資料番号 91）

同年〇月〇日の午前に、当時の〇〇中学校長からの報告を受け実施機関（教育相談課）が作成した記録。

- ③「〇〇中学校 〇〇〇〇（保護者・〇〇小教諭）関連」（開示資料番号 76）

平成〇年〇月〇日に請求人の父から実施機関（教育相談課長）あてに慰謝料の請求や関係教職員の処分等の要求があったことを受け、実施機関が当時の〇〇中学校の校長、教頭、及び学年主任に対して行った調査の記録。

なお、「〇月〇日（〇）事故報告 第一報」（開示資料番号 91）に記載があるとおり、〇〇中学校では〇月〇日朝に請求人からいじめの訴えを受けた即日、いじめの事実確認を行った上で、請求人の希望を受けて同日の夜に謝罪の会を持っていることから、それ以降、当該いじめに関する調査は実施していない。また、これ以降もいじめの再発は認められず、請求人及び請求人の保護者から訴えもなかったことから、〇月〇日以降に本件に係る追加調査は行っていない。よって、請求人に対し既に開示した資料のほかには、請求人が開示を求めるような内容を記載した公文書は存在しない。

- (2) 対象個人情報のうち2 (2)、(3)及び(4)に対応する内容について

対象個人情報のうち2 (2)、(3)及び(4)に対応する個人情報（加害主犯とされる生徒以外

の、いじめに加わったり、傍観していたとされる生徒に対する調査等の記録)については、実施機関としては、平成〇年〇月に発生した請求人に対するいじめが、請求人の主張するような「集団暴行事件」や「集団わいせつ事件」であるとは認識しておらず、当時請求人側からもそのような訴えはなかったことから、請求人及び加害側の生徒兩名以外からの聴き取り記録等は作成しておらず、不存在である。

(3) 対象個人情報のうち2(5)に対応する内容について

対象個人情報のうち2(5)に対応する個人情報(加害主犯生徒からの手書きの聴き取りメモ及び同生徒が書いた反省作文)については、公文書として作成や保管がされておらず、不存在である。

(4) 対象個人情報のうち2(6)及び(7)に対応する内容について

対象個人情報のうち2(6)及び(7)に対応する個人情報(「〇〇中事案に係る調停 認否案(第1準備書面)」(開示資料番号88)以外の、関係生徒や教職員等に対する調査等の記録及び請求人が受けたいじめについて実施機関が「学校では適切に対応し」、また最終的に「解決済み」であると考えた根拠となる資料)については、平成〇年〇月に「〇〇中事案に係る調停 認否案(第1準備書面)」(開示資料番号88)を作成した以降は、関係生徒や教職員等に対する聴き取り等の新たな調査は行っていないことから、請求内容に対応する資料等は作成しておらず、不存在である。

## 5 別途開示された文書及び背景となった事案の概要

審査請求書、反論書及び口頭意見陳述における請求人の主張、並びに弁明書及び口頭による実施機関の説明によれば、本件開示請求の背景となった事案は概ね次のとおりである。

- (1) 平成〇年〇月に、請求人が当時在籍していた仙台市立〇〇中学校の校内において、同級生から運動着ジャージパンツを下ろされる等の事案が発生した。
- (2) 平成〇年〇月〇日に請求人の父が来校し、請求人に対するいじめの訴えがあったことを受けて、〇〇中学校では当時請求人の担任であったB教諭が請求人及び加害側の生徒双方から聞き取りを行い、「〇〇〇〇、〇〇〇〇聴き取り」(開示資料番号89)を作成した。
- (3) 同日夜に請求人の父母及び加害側の生徒本人とその保護者が学校に参集して謝罪の会が開かれ、加害側の生徒本人及びその保護者が請求人の父母に対し謝罪した。
- (4) 翌〇日、同校の校長は児童生徒等の事故が発生した場合の連絡先である教育委員会教育相談課へ電話により報告を行い、教育相談課では報告を受けた内容を記録した「〇月〇日(〇)事故報告 第一報」(開示資料番号91)を作成した。
- (5) 平成〇年〇月〇日に請求人の父から慰謝料の請求や関係教職員等の処分等の要求があったことを受け、実施機関は、〇〇中学校の校長等に対する調査を行い、その記録として「〇〇中学校 〇〇〇〇(保護者・〇〇小教諭)関連」(開示資料番号76)を作成した。
- (6) 平成〇年〇月、請求人は仙台市を相手方とした民事調停の申立てを行い、同年〇月、実施機関では調停への対応の一環として、当時の〇〇中学校の校長、教頭、学年主任のA教諭等の各教諭に確認した内容を記載した「〇〇中事案に係る調停 認否案(第1準備書面)」(開示資料番号88)を作成した。なお、平成〇年〇月に請求人と仙台市との間の民事調停

は不成立となった。

## 6 審議会の判断

### (1) 原処分において非開示とされた情報の非開示事由該当性について

条例第 17 条第 2 号は、「開示請求に係る個人情報の本人……以外の個人に関する情報……であって、開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求に係る本人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については非開示とする旨を定めたものである。

本件対象個人情報のうち一部が非開示とされた「〇〇中事案に係る調停 認否案（第 1 準備書面）」（開示資料番号 88）及び「〇月〇日（〇）事故報告 第一報」（開示資料番号 91）については、本件審査請求とは別に請求人から提起された個人情報一部開示決定に対する審査請求に係る当審議会の答申第 29 号において既に判断したとおり、非開示部分に記載されているのは、いずれも開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することができる情報と認められることから、当該情報については条例第 17 条第 2 号に該当するものとして非開示とすることが相当である。

### (2) 既に開示されたもの以外の対象個人情報の保有の有無について

実施機関は、請求人が開示を求めるような対象個人情報を記載した公文書は作成しておらず存在しないとしているのに対し、請求人は、社会通念に照らしても対象個人情報を記載した公文書が作成されており存在するはずであると主張するので、当審議会では条例第 48 条第 4 項の規定に基づき、実施機関に対し見分調査を行った

見分調査は、令和 2 年 9 月 14 日から 11 月 27 日にかけて、実施機関の教育相談課及び教職員課執務室において実施した。なお、〇〇中学校における見分調査については、本件審査請求とは別に請求人から申立のあった個人情報一部開示決定に対する審査請求に係る当審議会への諮問第 36 号及び同第 37 号の審議の過程で実施済みである。また、請求人が同校に在籍していた平成〇年度から同〇年度までに同校の教職員が使用していた執務用パソコンは、平成〇年〇月に行われた機器更新に伴い撤去されていたことを確認している。

教育相談課及び教職員課執務室における見分調査は、本件審査請求における対象個人情報に限らず、両課が保管している一連のファイル及び同両課が保存している電磁的記録のうち、請求人及びその家族への対応に係る全ての記録を対象として実施した。

しかしながら、これら全ての調査の結果として、請求人に対し既に別途開示された文書以外には、本件対象個人情報を含む文書又は電磁的記録を発見することはできなかった。

### (3) 請求人のその他の主張について

請求人は原処分に対するもの以外についても実施機関の対応に係る意見や苦情を縷々述べているが、請求人自身も口頭意見陳述の際に述べていたとおり、当審議会は、仙台市個人情報保護条例に基づく開示決定等の処分に係る審査請求につき、実施機関からの諮問に基づいて当該処分の違法性や妥当性について調査審議を行う機関であり、開示決定等の処分以外



に実施機関が行うべきことの要否や既に行われたことの適否について判断をする場ではない。請求人に対するいじめの加害主犯とされた生徒以外の生徒等に対する調査が実際に行われたか否か、あるいはそうした調査の要否等については、当審議会の所掌の範囲を超えることから意見しないものとする。

(4) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

## 審議会の処理経過

(諮問第 44 号)

年 月 日	内 容
令和 2. 7. 15	・ 諮問を受けた
2. 7. 17	・ 実施機関（教育局学校教育部教育相談課）から弁明書の提出を受けた
2. 7. 28 (令和 2 年度第 3 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った
2. 8. 8	・ 請求人から口頭意見陳述の申出を受けた
2. 8. 17	・ 請求人から反論書の提出を受けた
2. 8. 27 (令和 2 年度第 4 回 個人情報保護審議会)	・ 請求人から口頭で意見を聴取した ・ 諮問に係る審議を行った
2. 9. 4 (令和 2 年度第 5 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った
2. 9. 14 から 2. 11. 27 まで	・ 実施機関に対する見分調査を行った
2. 10. 15 (令和 2 年度第 6 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った
2. 12. 7 (令和 2 年度第 7 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った